

2015年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施されました。2014年6月18日「地域医療介護総合法」に続き、2015年5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立しました。国保の都道府県単位化、入院給食自己負担、「患者申出療養制度」創設による混合診療の拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が実行に向け準備されています。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、暴走を続けています。社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としました。2014年末の財政制度等審議会「建議」の、医療・介護予算の「自然増」を半分以下に削減するよう求めたことに沿った形になっています。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記。社会保障予算の自然増抑制額は3年間で9000億円から1兆5000億円とされており、秋から年末にかけて新たな「削減計画」として、後期高齢者医療の1割負担を2割に、受診時定額負担(保険免責制)導入など検討されています。同時に、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす一方、医療・介護・福祉の分野が営利企業の市場として開放され、弱者の切り捨てが懸念されます。

「2014国民生活基礎調査」では、生活が「苦しい」とした世帯は前年比2.5ポイント増の62.4%で、過去最多となっています。1世帯当たり平均所得は前年比1.5%減で、ピークの1994年の8割程度です。アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大しています。住民の生活を改善し充実させることができ、待ったなしの課題となっています。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっています。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命とくらしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】 第6期介護保険料については、介護給付費準備基金を導入し、介護保険料の抑制に努めました。

また、介護保険料階層区分を、国が示す基準段階9段階から10段階に階層を見直し、公費による軽減の仕組みを導入し、低所得者への負担軽減を図っています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 国の基準に合わせて実施いたします。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【回答】 国の基準に合わせた、資産確認の実施を行います。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】 平成24年度に広域市町による特別養護老人ホーム1箇所、平成25年度には、認知症対応型共同生活介護施設1箇所及び平成26年度には、小規模多機能型居宅介護施設を1箇所開設いたしました。

第6期介護保険事業計画作成時にニーズ調査を行い、施設の待機状況等を把握した事業推進計画を実施しています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】 現在、清須市社会福祉協議会に、地域包括支援センター1か所を業務委託しております。

清須市は30分以内に駆けつけることができるコンパクトな市であり、今後も地域包括ケアシステムの構築を含めて1か所で実施していきます。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

【回答】 国が示す予防給付額を参考に、近隣市町村の状況を眺めながら単価を決定していきます。

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】 適正な賃金・労働条件について、各事業所で検討していただいていると考えております。

財政的な支援については、特に考えておりません。

(3) 総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】 介護予防訪問、介護予防通所介護を利用している要支援者の実態把握に努め、個々の状態に合った介護予防支援を紹介していきます。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】 国の示す基準及び近隣市町村の状況を眺めながら今後検討してまいります。ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

【回答】 利用者の意向、既存ボランティア団体の支援体制等などの意見を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業を推進して行きます。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】 多様なサービス、特に新たなサービスや資源を作ることについては、数年の期間がかかるものと考えており、新たな総合事業の当初は、既存サービス資源を活用しながら事業を実施していくことになると考えております。

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】 明らかに要介護認定の申請が必要な身体状況及び介護サービスを利用（訪問看護、福祉用具等）する場合は、現行の要介護認定申請の手続きをしていただくことになります。

訪問介護、通所介護サービスのみの利用などの場合は、簡易チェックリストから利用者のニーズ等を把握することにより、要介護認定申請から介護サービス利用までの期間を短縮することが出来ると考えております。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】 ケアマネジメントについては、引き続き地域包括支援センター又は地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業所での実施を考えております。

委託料の額については、国が示す基準を参考に今後決定していきます。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

【回答】 地域支援事業の上限を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制することは、今のところ考えていません。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【回答】 行政からの押し付けではなく、住民の方の自主性を尊重した形で「助け合い」活動が生まれ、自主的な活動が継続して実施できる体制づくりに努めます。

また、多様なサービスに該当する活動であれば、補助(助成)も今後検討していきます。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】 本市では、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦などの安否確認等の事業として、緊急通報システム事業、配食サービス事業、寝具乾燥サービス事業、救急医療情報キット配布事業等を一般会計で実施しております。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】 高齢者等の外出支援として、コミュニティバス（あしがるバス）を市内の3路線で運行しており、主要な市の施設や商業施設等へ行くことが可能となっており

ます。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】 市内4か所の福祉センターや創造センター2階の和室や会議室等の高齢者への無料開放など、高齢者が集う場所の提供を行っております。

なお、施設運営費用などの助成金については、今のところ考えておりません。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】 公営の高齢者住宅の整備については、今のところ予定はございません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。
また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】 配食サービスは、昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しております。

なお、助成額は1食190円です。(土・日・祝日の希望者は、実費負担で実施。)

また、会食会はサロン事業として、社会福祉協議会のブロック社協事業等で実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】 住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、今のところ実施する予定はございません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】 本市では、要介護1以上の方を基本的に障害者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】 要介護認定通知書を送付する際に、障害者控除の案内チラシを同封しております。

また、確定申告前に広報紙にPR記事を掲載し、周知いたしております。

従いまして、今のところ認定申請書を個別送付する予定はございません。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 相談者の状況把握、他法他施策の活用等についての助言や生活保護制度について説明を行い、生活保護申請意思の有無を確認し、申請意思がある場合は直ちに申請書類を交付しており、申請権の侵害はしていません。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定に基づき、迅速な対応を心掛けています。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険

の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答】 社会福祉法第16条に基づくケースワーカー数を配置しております。

また、県等が実施する研修会へ参加しております。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめしてください。

【回答】 警察官OBの配置はしていません。

なお、今後の配置については未定です。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】 自立相談支援事業は、直営で実施しております。

相談支援員は、相談内容を傾聴し、必要な支援をしております。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

【回答】 転居が必要な世帯については、個別に例外措置を含めた説明をしております。

転居先については、本人に住宅扶助基準内物件を決めてもらいます。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

【回答】 国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】 滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じています。

平成28年度以降の地方税滞納整理機構参加については、過去の徴収実績、平成27年度の徴収状況等を見極めて決定します。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 滞納者の状況を十分調査し、差押禁止財産は差押しておりません。

滞納者の実情・意見等を十分に尊重し、生活状況に応じた分納にも応じていま

す。

納税相談により、税の軽減・減免にも配慮しています。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大 幅引き下げを実現してください。

【回答】 平成30年度より国保の広域化を進めているところであります。

業務のスリム化により、国保財政の健全化を期待しているところです。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免 制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】 清須市的一般会計及び国保の財政は非常に厳しい状況であり、国民健康保険運 営協議会において諮問協議中です。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による 減免を実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】 現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ.所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9 以下」にしてください。

【回答】 現在の基準で対応したいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母 子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。な お、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、 郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】 現在のところ資格証明書の発行はしていません。

イ.滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納が あっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してくだ さい。

【回答】 現在のところ給付制限は行っていません。

ウ.保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

【回答】 納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保 険証と変わりありません。

現在行っている6ヶ月以内の有効期限での交付で対応したいと考えています。

エ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無 視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調 査を実施してください。

【回答】 加入者の実態を正確に把握するとともに、納付相談を十分行い対処しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施 してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポ スター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】 生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。

制度(平成20年8月1日施行)の周知においては、市のホームページ・本算定

時の納付書チラシ・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】 福祉医療については、子育て支援等の福祉施策として重要なものと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】 対応済みです。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【回答】 全国の地方自治体からも「地单カット」の見直し要望が出ており、国は国保の国庫負担が減額される「地单カット」のあり方も含め検討する場を設ける方針を示しています。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【回答】 母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等に対しその自立に必要な情報提供及び就労に向け資格取得や求職活動の支援を行う等の相談を行っています。

またハローワークなど他機関との連携をしながら総合的な支援を行っています。

母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）により、母子・父子家庭の生活の安定に向け支援を目指しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】 本市は生活保護基準の1.3倍未満で就学援助を支給しております。

年度途中でも申請できることについて、学校及びホームページで案内しています。

支給内容の拡充は、考えておりません。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【回答】 現在のところ全児童生徒分の無償化は考えておりません。

ただし、就学援助を受けられている保護者には全額、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者には、半額給食費を支給しています。

また、給食費未納により給食を食べられない児童・生徒はいません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】 本市では、保育については児童福祉法第24条に基づき市の責任において行っていくものとして、公設・公営で行っています。

しかしながら、新制度において認定こども園及び小規模保育などの施設の開設が予定しているが、これら施設については、設置基準等について市が確認したうえで、施設運営をしていただくため、施設形態による保育格差はないものと考えています。

⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対

策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】 すべての小中学校にてスクールカウンセラーを配置し、学校の先生や保護者を対象に児童虐待やいじめ等について相談を受けたり、打診したりして対応しております。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】 家賃補助等の支援策については、特に考えていません。

なお、子どもの貧困対策については、これまでにも子育て支援策、教育支援策など各種施策を展開しており、今後は、特にひとり親については、自立に向けた就労支援などを充実することが重要であると考えます。

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】 産前初回健診の助成については考えておりません。

今後、研究してまいります。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】 サービスの支給時間や支給量に関しては、国庫負担基準があり、現状を鑑みその範囲で希望サービスを利用いただいております。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【回答】 現在のところ考えておりません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【回答】 国の制度に準じております。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【回答】 障害者の中でも「予防接種当日に満 60 歳以上満 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの」に対しては助成制度を設けております。

★⑤40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65 歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】 各担当が連携し、障害者本人に制度の説明を行います。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【回答】 国の制度に準じております。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】 病院内のことありますので、医療的処置として、病院側が対応すべきことと考えております。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 相談支援専門員に対しては、県が定期的に研修を開催しており、相談員のスキルアップを目的にその参加を勧奨しています。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの取扱いについては、定期接種化に向けて国において検討がされているところであり、情報収集しておりますが、現段階では助成の予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】 定期の予防接種は、65歳以上の方が順次接種できるように対象年齢が決まっています。

対象年度より前に接種を希望される方は、任意予防接種として昨年度は上限4,000円の助成、今年度は上限4,140円の助成を行っています。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようしてください。

【回答】 平成25年度の風しん流行に伴い、愛知県は風しんワクチン接種事業費補助を行っております。現在、当市では県の対象に上乗せし、市単独で風しん抗体が十分でない出産経験のある女性も上限5,000円の助成を行っています。

男性の助成については、今年度は実施しておりませんが、平成25年度は県補助事業に基づきパートナーが妊娠を希望する男性に対し助成をしました。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般的の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。
- ③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

以上